

## 保育ソーシャルワーカーに関する一考察

宮内俊一\*

(名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科)

キーワード：保育ソーシャルワーク、保育ソーシャルワーカー、保護者支援

### 1. はじめに

2008年3月に「保育所保育指針」が改定され、子どもに対する保育だけでなく、その保護者への支援も保育士の役割であることが明記された。これにより、子どもへの保育という「ケアワーク」に加え、その専門性を生かした「ソーシャルワーク」機能を特に保護者支援において発揮する「ソーシャルワーカー」という、新たな役割を担う専門職が期待されている。2016年日本初となる日本保育ソーシャルワーク学会認定資格「初級保育ソーシャルワーカー」養成研修が行われ2017年には第1期生となる「初級保育ソーシャルワーカー」が誕生する。

本学において、2016年度より社会保育学科が創設され、保育士、幼稚園教諭1種の取得を目指し、保育士、幼稚園教諭、保育教諭を育成することとなった。厚生労働省は、2021年に看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得に「共通基礎課程」の創設を検討している。専門職育成構想の中、保育士等がソーシャルワーク機能を発揮し保護者支援における相談等の「保育ソーシャルワーカー」育成は課題である。

本稿では、2018年度改定される予定の保育所保育指針を考慮しつつ、保育園における「保育ソーシャルワーカー」の展望と提言についての考察を試みる。なお、本稿は研究途中であり、経過を述べるものである。

### 2. 保育ソーシャルワークの動向と目的

戦後の経済成長でサラリーマンが増えて都会に人口が集中し、核家族化が進んだ。経済の低成長やグローバル化で収入が減り、女性の社会進出が進んだ。現在、働く女性の増加で保育所の整備が追いつかない状態である。一方、厚生労働省は、2015年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数が103,260件(速報値)で、これまでで最多の件数となったと発表した。統計を取り始めた1990年は1,101件であり、約93倍の増加である。児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化(189)の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まっている。また、2016年5月に児童福祉法が改正された。虐待に関する改正はもちろんのこと、70年近く変更されることのなかった児童福祉法の理念、原理に関する条文が改正されたのは画期的である。子どもの最善の利益が優先して考慮することが改めて基本に置かれた。そして、第3条の2及び第3条の3が新たに規定された。内容として、国及び地方公共団体は、子どもが家庭において心身ともに健やかに育成されるよう保護者を支援すること。社会的養護は、できる限り良好な家庭的環境において行うこと。市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務について明確化にし、特に市町村においては、子どもが心身ともに健やかに育成されるための基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所においてその福祉に関する支援等の業務を適切に行うこと等が規定されたのである。このような時代背景の中、保育所及び幼保連携型認定こども園の役割は、身近な教育・保育を行

---

\* 責任著者

宮内俊一 shun-miya.7.7@nayoro.ac.jp

う場として社会から期待されている。

2008年より保育所の役割も子どもの保育と保護者支援の両輪で進められて10年を迎えようとしている。保育所保育指針の改定検討が2018年度からの施行を予定し、作業が進められている。厚生労働省が所管する社会保障審議会児童部会保育専門委員会では、10回議論され、2016年8月に「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」、同年12月には「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が示された。保育所保育指針の改定は、時を同じくして改訂検討が進められている、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と整合性を図るとされていて影響は大きい。

本稿では、保育ソーシャルワークの動向や先行研究、保育所での保護者支援の状況、保育所保育指針の改定に向けた動き等に鑑み保護者支援における保育ソーシャルワーカーの必要性と課題を明らかにすることを目的とする。

### 3. 保育ソーシャルワークについて

保育ソーシャルワークは、1999年、当時の厚生省（現厚生労働省）より公表された保育所保育指針から論議され始めた。しかしながら、統一された定義はなく、2013年に「日本保育ソーシャルワーク学会」が設立され、研究や実践等が行われているのが現状である。同会によると、「保育ソーシャルワーク」とは、「子どもの最善の利益の尊重を前提に、子どもと家庭の幸福（ウェルビーイング）の実現に向けて、保育とソーシャルワークの学際的領域における新たな理論と実践としてとらえられている。しかし、そのシェーマ（定義、内容、方法等）やシステムについて、いまだ確定したものが構築されるには至っていないのが実情である」としている。

保育所保育指針解説書のコラムによるとソーシャルワークとは「生活課題を抱える対象者と、対象者が必要とする社会資源との関係を調整しながら、対象者の課題解決や自立的な生活、自己実現、よりよく生きることの達成を支える一連の活動をいう。対象者が必要とする社会資源がない場合は、必要な資源の開発や対象者のニーズを行政や他の専門機関に伝えるなどの活動も行う。さらに、同じような問題が起きないように、対象者が他の人々と共に主体的に活動することを側面的に支援することもある。保育所においては、保育士等がこれらの活動をすべて行うことは難しいといえるが、これらのソーシャルワークの知識や技術を一部活用することが大切である」としている。保育士等がこれらの活動をすべて行うことは難しいとしており、保育士におけるソーシャルワークの限界があるといえよう。

### 4. 先行研究

山縣文治（1998）は「社会福祉専門職としての保育士の専門性についてあまり関心が寄せられてこなかった。」と指摘し、さらに、永野典詞（2011）は「保育現場の実践とソーシャルワーク理論の乖離」について指摘している。そんな中、保育ソーシャルワークは、1999年に当時の厚生省（現厚生労働省）から公表された保育所保育指針を契機として論じられるようになった。伊藤良高（2011）は、「近年増加している家庭の子育て支援などの新たなニーズへの対応に向け、保護者支援・子育て支援をスペシフィックに担う保育ソーシャルワーカーの養成、教育していくシステムの在り方」や「虐待などの問題が顕在化に至る前の潜在的ニーズへの予防対応を含めた、アウトリーチのスタンスを重視した一定のソーシャルワーク機能」を先験的に明示している。土田美世子（2011）は「保育所ワーカーとソーシャルワーカーは互いに専門性が異なることから、保育所が地域子育て支援を行うに当たっては、改めてソーシャルワーカーを配置することの必要性」について提唱している。山本佳代子（2013）は、保育所におけるソーシャルワーク機能の実践的展開という側面から「保育ソーシャルワークに関する研究動向を、整理、考察するなかで①保育士養成課程におけるソーシャ

ルワーク教育の充実。②リカレント教育や研修 システムの充実。」などを提言している。今堀美樹（2002）、鶴宏史（2009）、若宮邦彦（2012）らを中心に、子育て支援の実践にソーシャルワーク的視点の導入、課題解決型のアプローチの必要性、子ども・家庭・地域をホリスティック（全人的・包括的）にとらえる視点に立脚したソーシャルワークの展開、コミュニティワーク機能、ケアマネジメント機能の必要性等さまざまな保育ソーシャルワーク論を展開している。保育士の専門性についても、その視点やスタンスによって様々な主張がある。

橘田康世（2015）は「保護者との関係構築はとても重要であり、保育士の専門性を高めていくことを努力している姿が確認された一方、保護者との 関係構築は簡単ではない」と指摘している。

## 5. 保育所保育指針における保護者支援

保育所は、児童福祉法における児童福祉施設であり、福祉の視点で捉えており保育所保育指針の中に保護者に対する支援が明示されている。保護者支援を重要視していることがうかがえる。保育所の特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、積極的に取り組むことが求められる。留意点として、4つの原則を提示している。(1) 保護者支援の原則、(2) 地域子育て支援の原則、(3) 入所児童の保護者との連携の原則、(4) 特別の支援を必要とする家庭及び児童の優先入所の原則である。

この原則を基に、基本的な視点として7点を挙げている。(1)子どもの善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること、(2)保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること、(3)保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと、(4)一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること、(5)相談・助言におけるソーシャルワーク機能として、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること、(6)子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること、(7)地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ることである。

## 6. 「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」及び「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」における保護者への支援

「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」と「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」における保護者支援は「保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」の項目に示しており、内容は全く同様であり、以下の通りである。

### 1) 今求められている子育て支援

○核家族化、少子化の進行や都市化の進展などに伴い、家庭内あるいは地域社会において、育児についての見聞や経験が少なくなっているとともに、近隣に相談相手がなく孤立しているなどの状況があり、長時間労働の問題等ともあいまって育児に悩む保護者が増加している。家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女がともに保護者としてしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくことが重要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

### 2) 保護者と連携した「子どもの育ち」への支援

○保護者にとって身近に育児について相談できる場所や、子育て家庭同士の交流の場所など、それぞれの状況に応じた多様な支援が求められている。2008年の保育指針改定により「保護者に対する支援」が新たに章として設けられているが、さらに保護者支援の必要性が高まっている社会状況等も踏まえ、より積極的な保護者支援の記載が必要である。

○「保護者と連携して子どもの育ちを支える」視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保護者の養育する姿勢や力が伸びていくような、保護者自身の主体性、自己決定を尊重した支援を行うことが重要である。「3歳になるまでに質の高い保育を受けた子どもは、そうでない保育を受けた子どもに比べて、知的能力と言語発達とで差が見られるが、その影響の度合いは保育施設よりも家庭の影響が大きい」という米国NICHD（National Institute of Child Health and Human Development）調査（1991～2007年）もあり、こうしたことから子どもの育ちを保護者・家庭と連携して支援していくことが重要と考えられる。

### 3) 多様な保育の充実

○保護者の働き方や暮らし方、社会構造などの変化により、保育ニーズはますます多様化してきている。保育所における夜間保育、休日保育、一時保育、病児保育など多様な保育の充実にあたっては、子どもの生活の連続性を考慮した対応に留意しながら進めることが重要である。

○貧困家庭、外国籍家庭など、特別なニーズを有する家庭への支援についても、配慮する必要がある。

### 4) 虐待対策

○児童虐待相談の対応件数は統計を取り始めて以来毎年増加しており（厚生労働省「福祉行政報告例 児童福祉」の中の各年度「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」）、複雑・困難なケースも増えるなど、発生予防、発生時の迅速・的確な対応が求められている。保育所はそれぞれの家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある。保育所におけるソーシャルワークの機能について、今後の調査研究等によって具体的な検討が行われることが期待される。

### 5) 地域における子育て支援事業との連携

○前回（2008）改定以降、子ども・子育て支援新制度の施行等もあり、地域で子育て支援を行う団体は格段に増えており、保育所が行う地域の子育て支援との役割分担を図るとともに、連携や協働を強めることが重要になっている。今後、支援団体の専門性を支えていくこと、保育所の拠点的な役割に関することなどについても検討を深めていく必要がある。

○乳幼児と中学生のふれあい学習など、地域の中での小中高生や保護者との関わりが広がる取組等、次代を担う子どもたちを育成するという観点からの取組を進めていくことも期待される。

これらの議論を踏まえ、どのように改定されるのか2018年を待たなければならないが、保育所におけるソーシャルワークの充実を望みたい。

## 7. 保育所の状況

保育所における保育士のやりがいと負担感及び生活面、精神面で支援の必要な家庭がどのくらいいるのかを提示したい。なお、やりがいと負担感は北海道の保育士の状況であり、全国調査ではないことを申し添えておく。

川村雅則（2016）は、福祉保育労アンケート調査を実施し、北海道の保育所で働く保育士の雇用実態を明らかにしている。保育士の「やりがい」については、保育士の7割超の「やりがいがある」に、「とてもやりがいがある」を合わせると全体の9割以上が「やりがい」を感じている。しかしその一方で、「離職」については、「いつも思っている」者10.1%で、「時々思う」者58.2%を合わせると68.3%全体の約7割を占

めている。賃金の低さ、正規職員と非正規職員の格差、休暇がとれない、仕事がきつい、人手が足りない、労働時間が長い、ただ働きがあるなどが理由であるとしている。

「仕事や職場で強いストレスを感じる頻度」では、「常を感じる」20.1%、「時々感じる」58.7%を合わせると78.8%で約8割が強いストレスを感じている。ストレスの一番の原因としては、「責任や業務量の増加」で43.2%である。やりがいを持ちながら現実としては強いストレスから離職を考えているといえる。

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会では2007年と2011年に全国の保育所実態調査を行っている。その中で、「保育所が取り組む地域の保育課題」として「生活面、精神面で支援の必要な家庭の状況」が明らかにされている。

「全国の保育所実態調査報告書」（2008年）において、「生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無」の調査項目では生活面、精神面等で支援が必要な家庭（例えば外国籍の保護者、精神的な支援が必要な保護者等）が保育現場にどのくらいあるのかを把握するために調査を行っている。その結果、「生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無」をみると、「いる」が57.9%、「いない」30.5%である。「生活面、精神面等で支援をしなければいけない家庭」が「いる」と回答している保育所が6割弱を占めている。また、「虐待の相談件数」が「1件以上ある」と回答した保育所は22.9%と約4分の1が相談を受けている。

「全国の保育所実態調査報告書2011」（2012年）において、「生活面・精神面などで支援の必要な家庭の有無」は、「いる」61.5%、「いない」33.8%である。

また、「2011年全国の保育所実態調査報告書」では、「児童虐待が疑われる家庭の数」を調査している。「児童虐待の疑われる家庭の有無」では「いる」28.7%、「いない」が66.9%であると提示されている。人口規模別にみると、人口規模が大きくなるほど、児童虐待が疑われる過程が「いる」とする割合が高くなる傾向にある。

2008年と2011年の「生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無」を比較すると、「いる」の割合が57.9%から66.9%に増加していることがわかる。保育所では家族支援、ファミリーソーシャルワーク機能が求められてきている一方では保育所の人員体制で対応するには難しいと思われる家庭が増えてきており現場では対応に苦慮していることがうかがえる。

## 8. 今後の保育ソーシャルワーク

日本のソーシャルワークは、社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格を基本に現場経験を積み重ねて発展してきたといえる。

ソーシャルワークの定義として国際的には、国際ソーシャルワーカー連盟の定義（2000年定義）がある。2000年モントリオールにおける国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers, IFSW）総会において採択された。

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会のシステムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」。つまりソーシャルワークは、人と環境について総括的かつ包括的に捉え、さまざまな価値・知識・技術を駆使して行うことである。

ソーシャルワークは従前、社会福祉援助技術として直接援助技術・間接援助技術・関連援助技術に大別されていた。直接援助技術は個別援助技術（ケースワーク）と集団援助技術（グループワーク）に分化した。また間接援助技術は地域援助技術（コミュニティワーク）等と分化した。その後、複雑化・深刻化するクライアントの様々な問題に向き合うために、総括的かつ包括的なアプローチとしてジェネラリスト・ソーシャ

ルワークという考え方に至った。個人・集団・地域を分断的にとらえるのではなく、クライアントとその環境（個人、集団、地域等）との相互作用として捉え、総合的かつ包括的に支援を行うものである。また、ソーシャルワーカーはマネージャーの視点で関わるソーシャルワーク・マネジメントが不可欠である。これらは、「保育ソーシャルワーク」の基本スタンスでもある。「保育ソーシャルワーク」を行う「保育ソーシャルワーカー」は、子ども・子育て支援を専門的に担うことのできる資質・力量を持った専門職であり、活躍が求められる。

2016年児童福祉法の改正で子どもの身近な場所で、福祉に関する支援等の業務を適切に行うこと等が規定された。その意味で、保育所の役割は多大である。その一つとして、保育士の保育所内外におけるアウトリーチが必要になってくる。保護者からの相談などを待つのではなく、保育士から保護者にアプローチしていくのである。保育所内外において、日々の養育に困りながらも自発的に援助を求めない保護者や、相談することができない保護者、客観的には支援が必要な状態にありながら、「困り感」をもたない保護者に支援の手を差し伸べて支援していく。このことを認識して、保護者支援に特化した専門職を考える必要がある。

児童福祉法に定める、乳児院や児童養護施設には、家庭支援専門相談員を置いている。保育所は、同じ児童福祉法における児童福祉施設であり、社会的ニーズを顧慮して保育所に「保育ソーシャルワーカー」の配置を求めたい。

## 9. 考察とまとめ

保育所における二つの保護者支援がある。その一つは、入所している子どもの保護者に対する支援。もう一つは、保育所を利用していない子育て家庭も含めた地域における子育て支援である。前者に関しては、日々の保育で子どもの状況や保護者の送迎時や保護者懇談会や保育参観等における状況から様々な変化を察知し、多職種との連携で保護者支援を行っている。また、後者に関しては、行事の親子参加や保育体験、子育て相談等で保護者支援を行っている。しかし、時代の変化は親子関係に影響して、虐待等深刻な事態を引き起こし、保育士の負担が大きくなっている。地域の保護者支援においても同様である。他機関調整も絡んで、保育士の役割が複雑化・多様化している。感情労働でもあり、バーンアウトする可能性もある。

厚生労働省は2015年12月4日、社会保障審議会児童部会保育専門委員会の初会合を開催した。会合の中で山縣文治（関西大教授）は、「保育の現場でソーシャルワーク的な視点を導入する必要があるのではないか」と提案している。三代川紀子（浦安市立東野保育園副園長）も「保育士が足りない中、専門職のソーシャルワーカーなどが配置されれば、ケアが充足する」と述べている。

保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめにおいて、全ての子どもの健やかな育ちを実現することを目標に子どもの育ちと子育てを支援していくことの重要性を示唆している。社会状況等も踏まえ、より積極的な保護者支援を求めている。多様な保育の充実としては貧困家庭、外国籍家庭など、特別なニーズを有する家庭への支援についても、的確に伝えていく資質が必要とされている。アウトリーチを活用しながら総合的かつ包括的な支援をマネジメントし、予防も視野に入れて柔軟な「保育ソーシャルワーク」が切望される。保育所内の保護者支援及び地域の保護者支援を担い、総合的に「保育ソーシャルワーク」を展開する専門職を「保育ソーシャルワーカー」として配置することを提案したい。

課題として、保育士と「保育ソーシャルワーカー」の役割分担がある。保育士の役割から、子どもの保育と保育ソーシャルワークの両者を厳密に分けることは難しい。子どもの保育も保護者との関係性や家庭との連続性の中で実施されている。「保育ソーシャルワーカー」を配置して「保育ソーシャルワーク」を中心に担っても、保育指導に間接的に関わるのが想定できる。両者は連携し、協働していくことが期待される。被虐待や発達障害等の子どもたちへのケアの充実も不可欠である。

「保育ソーシャルワーカー」の資格の問題もある。社会福祉士もしくは精神保健福祉士と保育士の資格を持っていることが望ましいが、人材は限られる。しかし、「保育ソーシャルワーク」を中心に業務するとすれば、社会福祉士、精神保健福祉士、実務経験者等を参酌して適切な配置が考えられる。現在、やっと日本保育ソーシャルワーク学会認定資格として認定、登録が始まったが内容の充実が課題であろう。

その他諸課題はあるが、現在の社会的な要請として「保育ソーシャルワーカー」は社会福祉士、精神保健福祉士と同等のソーシャルワークの内容を認知し展開していく段階に来ているといえよう。児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を見直して、「保育ソーシャルワーカー」を位置付けたい。

「保育ソーシャルワーカー」の動向は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園にも影響を及ぼす。特に幼保連携型認定こども園については「教育・保育ソーシャルワーカー」の設置が考えられる。このことについての論は、他日を期したい。

本稿で述べてきたように、「保育ソーシャルワーク」を充実させるためには早急に「保育ソーシャルワーカー」を配置しつつ、実践の中から役割、機能を明確化していく同時進行が肝要である。

本稿では、十分には議論を深めることができず、全体的な方向性の示唆にとどめざるを得なかった。今後も「保育ソーシャルワーカー」の質の高い役割、機能、資格等の検討を進めていきたい。同時に、本学では専門職教育を充実し、実践していかなければならないと思慮する。

#### 引用文献・参考文献

- 米国 NICHD (National Institute of Child Health and Human Development) 調査(1991～2007).  
厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」『福祉行政報告例 児童福祉』各年度.  
厚生労働省編(2013)『保育所保育指針解説書』フレーベル館, p185.  
厚生労働省(2016)『保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ』.  
厚生労働省(2016)『保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ』.  
厚生労働省(2015)『社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第1回)議事録』.  
今堀美樹(2002)『保育ソーシャルワーク研究—保育士の専門性をめぐる保育内容と援助技術の問題から』神学と人文:大阪キリスト教短期大学紀要42, p183.  
伊藤良高(2007)『日本乳幼児教育学会第17回大会研究資料』, p3.  
伊藤良高・宮崎由紀子(2011)「保育ソーシャルワークと保育者の資質・専門性」伊藤良高・永野 典詞・中谷彪編『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房, p78.  
金子恵美(2016)「子ども・家庭支援」日本保育学会編著『保育学講座4 保育者を生きる』東京大学出版会, pp61-88.  
川村雅則(2016)「保育所で働く保育士の雇用実態 北海道の状況(福祉保育労アンケート調査より)」月刊『保育情報』No. 476, p7-20.  
橋田康世(2015)『保育所保育士における「保護者支援」の実践知からの考察 —保護者との「関係構築」に焦点を当てて—』社会福祉学評論 第15号.  
国際ソーシャルワーカー連盟(2000)「ソーシャルワークの定義」.  
宮内俊一(2016)「支援を届ける—アウトリーチ—」高井由起子編著『わたしたちの暮らしとソーシャルワークⅡ—相談援助の理論と方法—』保育出版社, pp. 127.  
文部科学省編(2013)『幼稚園教育要領解説』フレーベル館.  
内閣府・文部科学省・厚生労働省編(2015)『幼保連携型認定こども園教育・保育解説』フレーベル館.  
日本保育学会(2016)『保育学講座4 保育者を生きる—専門性と養成』東京大学出版会.  
日本ソーシャルワーク学会ホームページ <https://jarccre.jimdo.com>.

- 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会(2008)『全国の保育所実態調査報告書』, pp91-94.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会(2012)『全国の保育所実態調査報告書 2011』, pp62-66.
- 土田美世子(2011)「保育ソーシャルワークの課題—子育てにやさしいコミュニティ形成の拠点をめざして—」関西学院大学大学院博士学位論文.
- 鶴宏史(2009)『保育ソーシャルワーク論社会福祉専門職としてのアイデンティティ』あいり出版.
- 山縣文治(1998)「保育サービス」庄司洋子・松原康雄・山縣文治編『家族・児童福祉』有斐閣, p 119.
- 山本佳代子(2013)『保育ソーシャルワークに関する研究動向』『山口県立大学学術情報』第 6 号 (『社会福祉学部紀要』第 19 号) , p 49.
- Veronica Coulshed, Audrey Mullender, David N. Jones, Neil Thompson(2009) 「Management in social work」 kumi.
- 若宮邦彦(2012)『保育ソーシャルワークの意義と課題』南九州大学人間発達研究第 2 卷, 2012.